

運営推進会議及び介護・医療連携推進会議の手引

令和 7 年 10 月 1 日
那覇市ちゃーがんじゅう課 施設 G

目 次

1	運営推進会議及び介護・医療連携推進会議とは	3 頁
2	運営推進会議等の基準	3 頁
3	開催回数	3 頁
4	運営推進会議等の役割	4 頁
5	会議議題	4 頁
6	運営推進会議等で報告してほしいこと	5 頁
7	設置、開催方法について	6 頁
8	那覇市職員の参加について	8 頁
9	Q & A	10 頁

1 運営推進会議及び介護・医療連携推進会議（以下「運営推進会議等」という。）とは
運営推進会議とは、介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者（以下「事業者」という。）が自ら設置することが義務付けられているもので、利用者の家族や地域住民の代表者等に、提供しているサービス内容等を明らかにすることで事業所による利用者の抱え込みを防止し、地域に開かれたサービスとすることでサービスの質の確保を図ることを目的としています。

また、介護・医療連携推進会議は、主に定期巡回・随時対応型訪問介護看護が設置を義務付けられているもので、地域の医療関係者を構成員に加え、地域における介護及び医療に関する課題について関係者が情報の共有を行い、介護と医療の連携を図ることを目的として開催するものです。

会議の名前は異なりますが、基本的に運営推進会議と同様の運用を行っていただきます。

【根拠法令】

那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和5年12月25日那覇市条例第53号）

那覇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（令和5年12月25日那覇市条例第55号）

2 運営推進会議等の基準

運営推進会議等には、活動状況等の報告またはサービスごとに示された開催回数を除き、具体的な議題内容を示す規定等はありません。（令和7年10月現在）

規定が無いことを理由に、作業的に会議をこなすのではなく、運営推進会議等をより良い事業所運営のためにどう役立て、地域との関係を強固にするかを念頭に取組むことが重要です。

3 開催回数

会議の種類	サービス種別	開催頻度
運営推進会議	・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	おおむね2ヶ月に1回以上
	・地域密着型通所介護 ・認知症対応型通所介護	おおむね6ヶ月に1回以上
介護・医療連携推進会議	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護※	おおむね6ヶ月に1回以上

※ 「おおむね2ヶ月」や「おおむね6ヶ月」とは、日程調整を行った結果、会議の間隔が若干超えたとしても運営基準違反とはならないということであり、事業所の判断で開催頻度を少なくすることを認めたものではありません。

4 運営推進会議等の役割

運営推進会議等を開催する際は、下記のような視点に意識して取り組むことが重要です。

- ・ 情報提供機能（認知症ケアの理解の促進、相談援助機能の発揮）
- ・ 教育研修機能（スタッフの研修効果）
- ・ 地域連携・調整機能（行政機関等との連携）
- ・ 地域づくり・資源開発機能（安心して暮らす地域づくり、サービス提供の質の向上）
- ・ 評価・権利擁護機能（事業運営の透明性の確保）

【独立行政法人福祉医療機構「長寿・子育て・障害者基金」平成 21 年度助成事業「認知症グループホームにおける運営推進会議の実態調査・研究事業」『認知症グループホームにおける運営推進会議ガイドブック』（日本認知症グループホーム協会）参考】

5 会議議題

運営推進会議等においては、次頁の「運営推進会議等で報告してほしいこと」を参考に、報告内容や議題を設定してください。会議では参加者からの質問や意見を積極的に受け入れ、できる限り双方向的な意見交換ができる場を目指してください。

また、運営推進会議等における報告対象期間は、前回の会議開催月から今回の開催月の前月までの期間とし、その期間における各月のサービス提供状況を詳細に報告してください。

運営推進会議等で報告してほしいこと

利用者の状況	・男女別の登録者数と待機者数（新規利用者及び契約終了者の数、終了の理由） ・介護度別の人数、平均介護度、平均年齢 ・入居者の健康状態、入退院の有無 ・通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスなどの延べ件数及び一日平均利用者数 ・1か月以上の連泊者について(期間、連泊の理由、解消に向けた今後の方向性など)
行事・活動の状況	・平日の活動内容や利用者の日常生活の様子 ・食事、健康管理、感染症予防、施設の設備状況 ・誕生会、敬老会などの季節ごとのイベント等 ・施設の計画、予定、報告
地域との交流	・地域住民との交流の内容や参加者の感想など ・地域交流室の活用状況 ・地域行事の計画、予定、報告 ・地域の心配な方に関する相談 (例) 地域ケア会議、地域見守り隊の活動、清掃ボランティアの参加、地域住民の差入れなど
事故・ヒヤリハット	・事故及びヒヤリハットの有無と概要、対応、対策 ・事故及びヒヤリハットの後のバイタルチェックや体調について ・医療機関の受診及びチャージがんじゅう課給付グループへの事故報告書の提出の有無 ※事故報告とヒヤリハットについては、明確に区分して記載し報告してください。 ※事故発生時は、利用者の名前を伏せた事故報告書の添付もしてください。 ※事故（誤薬含む）が発生した場合は、「給付グループ」へ事故報告書の提出をお願いいたします。
勉強会及び研修	・勉強会及び研修の報告（内容、参加者、開催日時、感想など） ・（年一回）現年度の研修計画
苦情・要望	・利用者または家族からの苦情または要望の内容と、その対応や改善策について
防災訓練	・防災訓練の予定日や実施状況 ・非常時における事業所の対応について ・訓練で評価または指摘されたことや課題など ・災害時用の備蓄品のストック ・防火安全対策 ・地域住民の参加状況、またそれに向けた取り組み ・災害時における BCP（事業継続計画）の紹介
外部評価	・評価結果の報告 ・目標達成計画への取り組みの進捗や達成の状況 ・前年度の外部評価で「いいえ」、「わからない」と回答を受けた事項への取り組み
その他	・年間目標・事業所の理念等の説明、サービス提供の方針 ・ボランティア、新聞記事等の紹介 ・介護保険制度・介護報酬等の情報提供 ・運営規程等の変更 ・運営指導報告 ・職員の体制等（職員の異動・入退職） ・前回の運営推進会議で出た意見等の紹介。また、その後の対応や経過報告など。 ・身体拘束適正化委員会についての報告（実施状況、身体的拘束者の有無等） ・運営推進会議メンバーに相談したいこと（介護サービスかどうかを問わない）

6 設置、開催方法について

(1) 構成員の選定

運営推進会議（介護・医療連携推進会議）の構成員は、下記の分野から1名以上選出してください。なお、構成員を変更する場合の届出は不要です。

なお、毎回の運営推進会議等においては、全ての構成員が参加しなければならないという趣旨ではなく、議題に応じて、適切な関係者が参加することで足りるものであるとされています。

	事業所	事業所代表者、管理者、計画作成担当者など
運営推進会議・介護医療連携推進会議共通	行政等	那覇市の職員又は地域包括支援センターの職員。 役割：個別ケースについて、対処すべきものがあるか確認し、助言等を行う。 事業所が指定基準に従い、適正な事業運営となるように助言等を行う。
	利用者及び利用者の家族 (各1名以上)	負担にならない範囲で依頼しましょう。 ※家族の代わりに利用者の後見人を選出することも可。 役割：サービスが適切に提供されているか確認する。 事業者に対して、サービスの受益者として感想・要望を伝える。
	地域住民の代表者	自治会、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表者、近隣住民、婦人会、学校関係者、NPO 法人、ボランティア団体、認知症サポーター、消防団など。 ※役職や肩書き等は要しません。 役割：事業所と地域との関わりについて、助言・補助等を行う。 事業所と地域の関わりについての感想・要望を伝える。
	知見を有する者	高齢者福祉事業や認知症ケアに携わった経験がある方など。※学識経験者である必要はありません。 ただし、地域との連携や、運営の透明性を確保する観点から同一法人、またはその系列法人に所属する者を選任することは望ましくないと考えます。 役割：事業所が提供するサービスが適切に行われているか確認する。 よりよいサービスを提供するための手法について、助言等を行う。
介護医療連携推進会議のみ	地域の医療関係者	医師会関係者、地元のかかりつけ医や医療ソーシャルワーカーなど。 役割：地域における介護および医療に関する課題について関係者が情報共有を行い、介護と医療の連携を図る。

※サービス提供時間における運営推進会議等の取扱いについて

各社会福祉施設等の職員が取り組む地域活動のうち、当該社会福祉施設等の利用者を参加させる目的をもって行われるものは、利用者の自立等に資するものであり、当該社会福祉施設等がその利用者に提供している福祉サービスの一環として行うことが可能であると示されていることから、その利用者のサービス提供時間中に運営推進会議のメンバーとして参加することを可とします。

なお、サービス提供時間中に運営推進会議に参加していただく場合には、サービスの一環として参加することになるため、利用者及び利用者家族に対して参加していただくことの必要性や意義等を十分に説明し、ご理解、ご了承をいただいたうえで文書により同意*を得てください。（参加を強要することはできず、参加しないことを理由にサービス提供を拒否することはできません。）

【H29.3.31 老老発 0331 第1号 厚生労働省老健局老人保健課長通知参照】

*個別サービス計画にあらかじめ位置付けておくほか、別途同意書の徴収、または重要事項説明書に運営推進会議への参加について明記することで、利用者やその家族から事前に同意を得ることが可能です。

(2) 会議の日程調整

毎年1月頃次年度の、「運営推進会議等開催予定表」と「運営推進会議（介護・医療連携推進会議）の構成員」の提出依頼をチャージョウ課より案内しますので、それを2月末頃までに提出いただきます。

その後、開催日の1か月前頃に構成員の都合を確認したうえで、参加者の調整を行います。

なお、土日祝日、平日17:15以降における那覇市職員の運営推進会議等の参加につきまして、原則、出席不可とし、別の日程での開催が不可である場合、オンライン会議での参加を検討いたしますのでご相談ください。

（原則Zoomでの開催をお願いします。その他ツールを活用する際、事前に相談ください。）

(3) 会議資料（活動報告書等）の作成

事業所の活動状況の報告には、活動状況報告書等を使用します。その際、個人情報は伏せての取扱いには十分に注意し、活動報告書等の内容や会議中の発言から個人が特定できないよう注意してください。

(4) 会議の開催方法について

会議の開催場所は原則事業所内とし、会議の参加者が実際に事業所の雰囲気を感じられるようにしてください。やむを得ず事業所の外で開催する場合、必要に応じて事業所の見学を実施してください。

なお、令和3年4月以降の開催分より、感染症の感染拡大防止の観点から、テレビ電話装置等を活用して運営推進会議（介護・医療連携推進会議）を開催することが認められました。（利用者又はその家族から同意が得られた場合に限りです。）

テレビ電話装置等の活用にあたっては、厚生労働省ホームページ等参照のうえ、適切に実施にしてください。また、オンライン会議を実施する場合は、2週間前を目安に事務局へご連絡してください。

参照資料

- ・医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス
- ・医療情報システムの安全管理に関するガイドライン

(5) 議事録の作成

会議の開催後は速やかに、運営推進会議（または介護・医療連携推進会議）報告書を作成し、チャージョウ課へ提出してください。

※様式は任意です。

※事業者は運営推進会議での報告、評価、助言等について記録し、事業所内で公表すること。（事業所の玄関等に設置し、いつでも閲覧できる状況にする等）

※記録において、会議出席者も明らかにすること。

※複数の事業所の運営推進会議（介護・医療連携推進会議）を同日に行うことは差し支えないが、資料は分け、議事録も個別に作成し、混合して行わないこと。

※会議が月を跨いで延期になったときは、報告書にその旨明記にすること。

※報告資料には、個人が特定できないよう配慮すること。（イニシャル表記等）

(6) 会議記録の保存・公表

① 会議記録の保存

活動状況報告書、運営推進会議（介護・医療連携推進会議）開催報告書及びその他会議資料は、5年間保存する必要があります。

② 会議記録の公表

会議記録は、各事業所において掲示するなどして公表してください。

また、利用者家族や利用希望者から求めがあった場合は、必要に応じて配付してください。

7 運営推進会議（介護・医療連携推進会議）における那覇市職員の参加について

(1) 基本的な考え方

地方自治法及び介護保険法に基づく自治体の責務は、保険者としてサービスの質の確保・向上を指導監督し、住民の権利擁護を図ることにあります。限られた行政資源を、指導の必要性がより高い事案へ重点的に投入し、市全体のサービス水準の向上につなげるため、基準を作成し運営推進会議への参加優先度を設定します。

(2) 運営推進会議に参加する基準について

原則、次の表において、優先度「高」に区分されるものについてのみ参加します。

優先度「中」「低」の事業所については、運営推進会議（介護・医療連携推進会議）の議事録から課題の兆候が見られた場合、次回会議への参加を検討するなど、優先度を見直すこととします。

【優先度：高】原則として参加すべき会議

行政の指導監督責任や住民保護の観点等から直接的な状況把握と関与が不可欠なケース

対象事業所	参加する目的・理由
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）における運営推進会議	運営推進会議の参加及び運営推進会議を活用した外部評価において、地域包括支援センター又は自治体職員の出席が翌年の外部評価免除に影響するため。
新規開設後、1年以内の事業所	事業運営の初期段階における法令遵守状況の確認と、安定した事業運営に向けた基盤づくりの支援。特に初回の会議は必ず参加します。
行政指導（改善勧告等）を受けている事業所	指導事項の改善状況を直接確認し、再発防止に向けた取り組みを評価・助言するため。
重大な事故（死亡、虐待等）や苦情が多発している事業所	原因究明と再発防止策の実施状況を確認し、利用者の安全確保と権利擁護を徹底するため。地域住民の不安解消にも繋がる。
管理者等の運営責任者が短期間で交代した事業所	運営方針の変更や職員の混乱がサービスの質に影響を与える可能性があるため、新体制の運営状況を早期に把握し、必要に応じて助言を行います。
事業所から直接ご相談がある場合や、特に重要な議題がある場合	保険者としての的確な助言を行い、課題解決を直接支援するため。虐待や苦情などの重要課題等

【優先度：中】積極的に参加を検討する会議

サービスの質の低下を未然に防ぎ、地域連携を促進する観点から関与が望ましいケース

対象事業所	参加する目的・理由
直近の運営指導から長期間経過している事業所	日常的な連携は担当の地域包括支援センターに委ね、行政は運営推進会議等の議事録で事業所の活動状況等を確認する。ただし、直近の運営指導から長期間経過している事業所は、運営指導を補完する目的で、日常的な運営状況や課題を把握し、潜在的なリスクの早期発見に努める。

【優先度：低】地域包括支援センター等との連携で可とする会議

安定的運営がなされており、行政の直接的関与の緊急性が低いケース

対象事業所	参加する目的・理由
上記【高】【中】に該当せず、運営が安定している事業所	日常的な連携は担当の地域包括支援センターに委ね、行政は運営推進会議等の議事録で事業所の活動状況等を確認する。ただし、事業者から特定の議題について参加要請があった場合は、内容を精査し個別に参加を判断する。

8 Q & A

	質 問	回 答
1	運営推進会議を設置する目的とは	地域との連携や運営の透明性を確保する観点から、提供するサービス内容等を明らかにし、地域に開かれたサービスとすることで、質の確保を図ることを目的としています。
2	運営推進会議の設置時期について	おおむね6か月に1回開催の必要があるサービスは、新規事業所開設後、6か月以内に第1回目を開催し、その後はおおむね6か月に1回開催することとしてください。 おおむね2か月に1回開催の必要があるサービスは、新規事業所開設後、3か月以内に第1回目を開催し、その後はおおむね2か月に1回開催することとしてください。
3	運営推進会議が設置、開催できない事業所に対する減算規定はあるか	減算規定はありませんが、指定基準違反となるので指導の対象となります。平成29年度以降において、開催回数が基準に満たない場合も同様です。(平成28年度は経過措置)
4	運営推進会議は定期開催が必須か。	必須となります。
5	運営推進会議の構成員である「知見を有する者」とは、具体的にどのような職種や経験等を有するのか。	知見を有する者とは、学識経験者である必要はなく、例えば、他法人の介護事業所の管理者、介護相談員等のボランティア、高齢者福祉事業や認知症ケアに携わっている方や携わった経験がある方等も含め、介護サービスについて知見を有する者として客観的、専門的な立場から意見を述べる方ができる方のことを言います。
6	同一人物が「利用者の家族」や「地域住民の代表者」、「知見を有する者」などを兼ねることは可能か。	「利用者の家族」については、利用者の家族として事業運営を評価し、必要な要望等を行うものであり、利用者の声を代弁するといった役割もあるため、他の構成員とは立場が異なることから、兼務することは想定していませんが、「地域住民の代表者」と「知見を有する者」との兼務はあり得ると考えられます。
7	利用者が会議等へ参加する意義	利用者が運営推進会議等に参加することは、単に事業所の活動を知るだけでなく、自らの生活環境や提供されるサービスについて意見を表明し、議論に加わることで、自己決定権の尊重となる。自らの意思が反映されることで、利用者はサービスを「受ける側」から「創る側」へと意識が変化し、この主体性の獲得こそが、自立の第一歩となります。 また、高齢者が社会から孤立しがちな現状において、利用者の代表として発言することは、新たな社会的役割を利用者に与えるとともに、自身の経験や視点に基づいた発言が、他の利用者や事業所、地域にとって有益な情報となり、感謝されることで、利用者は社会との繋がりを再認識し、孤立の防止に繋がる。役割を持つことは、生きがいや存在意義を感じる上で不可欠であり、これが精神的な自立を促進する機会となります。

	質 問	回 答
8	構成員に任期はあるか	構成員の任期に定めはありません
9	構成員の住所の範囲はあるか	知見を有する者の中には、事業所の近隣にお住まいではない方も想定されますが、可能であれば、事業所がある地域にお住まいの方が望ましいと考えます。
10	参加依頼した構成員が欠席した場合の対応はどうすればよいか	資料を送付し意見等を求めたり、会議で出された意見等について報告したりするなど、状況に応じて必要な対応をお願いします。
11	運営推進会議において外部評価を実施した場合、第三者評価及び運営推進会議の両方を開催したものとして取り扱うのか。	取り扱って差し支えありません。
12	運営推進会議には、地域密着型サービス基準が定める全てのメンバーが毎回参加することが必要となるのか。	毎回の運営推進会議に、全てのメンバーが参加しなければならないという趣旨ではなく、会議の議題に応じて、適切な関係者が参加することで足りるものであります。 ただし、運営推進会議のうち、今般の見直しにより導入する「運営推進会議を活用した評価」として実施するものについては、市町村職員又は地域包括支援センター職員、認知症対応型共同生活介護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必須となります。
13	構成員の都合により、運営推進会議（介護・医療連携推進会議）を事業所職員のみでの開催としてよいか。	運営推進会議においては、利用者の家族や地域住民の代表者等に、提供しているサービス内容等を明らかにすることで事業所による利用者の抱え込みを防止し、地域に開かれたサービスとすることでサービスの質の確保を図ること、介護医療連携推進会議においては、地域における介護及び医療に関する課題について関係者が情報の共有を行うことを目的としている趣旨から、職員だけの開催は認められません。
14	感染症拡大防止の観点から職員のみでの開催としたいが可能か。	令和5年5月1日の厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」に示されているとおり、令和5年5月7日をもって運営推進会議の開催についても当該臨時的な取扱いは終了とされています。 そのため、運営推進会議を職員のみで開催することは認められません。 また、感染症発生時における感染拡大防止を目的とするのであれば、テレビ電話を活用する等その他手段により外部構成員を参加させることは可能です。

	質 問	回 答
15	運営推進会議開催時に避難訓練を行い、その際には構成員にも参加を依頼することは可能か。	訓練実施の目的である、各自の役割や効率的動作の確認、事業所としての課題抽出は通常営業時間内の職員配置で行うことで達成できるものと考えます。 また、訓練中に事業所職員以外が参加したことを要因とする事故が発生した場合の対応が困難であり、地域住民の参加を求めることが目的であれば、災害時において実際に協力可能な範囲に居住する住民等に、可能な範囲の役割で依頼することが、事業所職員にとって有意義な訓練になると考えます。 なお、上記内容は訓練の見学参加を否定するものでなく、また、事業所訪問時において実際に災害が発生した際に、那覇市職員が避難誘導や消火活動に協力しないという意味ではないことを申し添えます。 ※令和2年7月22日の厚労省通知抜粋 日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に協力してもらえる体制作りを求める。